



## 社会福祉法人キャマラード 将来計画 第2期プラン

平成30年 3月31日  
社会福祉法人キャマラード

### 【法人理念】

～ 地域の中で 自分らしく いきいきと生きる～

どんなに重い障害のある人も、地域の人々と共に、互いに手を繋いで普通の暮らしができる温かい街づくりを実現していくために、社会福祉法人「キャマラード」は次のような理念に基づき運営をしていく。

- 「人が生きていくことそのものを支える医療」と「人がより豊かに生きていくことを支える医療」を実現することで、一人一人の地域生活を支えていく。
- どんなに重い障害のある人でも、安心して生活していく事ができる地域社会を作るため、利用者や家族の「願い」「思い」を共感し実現できる場を作る。
- 地域に開かれたものとし、積極的に資源の開拓を目指す。

#### 1. この計画の目的及び計画期間

○社会福祉法人キャマラードでは、平成24年度から概ね5か年間の事業計画及び概ね10年先の将来的な目標を定め、事業の展開を行ってきました。

平成29年度は、この5か年間の事業計画期間の最終年となるため、これまでの事業計画とその達成状況を評価するとともに、平成30年度からの第2期事業計画(第2期プラン)を策定します。

また、平成35年度には、第2期プランの評価及び見直しを行い、第3期プランを策定していきます。

- ・第1期プラン：平成24年～平成29年
- ・第2期プラン：平成30年～平成34年
- ・第3期プラン：平成35年～平成39年(予定)

#### 2. 第1期プランの計画達成状況と課題

○平成29年度までの第1期プランの概要は、次のとおりです。

- ・各事業の利用対象者は、主として横浜市緑区、青葉区、都筑区を中心とした横浜市北部地域在住の重症心身障害児者・重度重複障害児者とし、事業実施拠点を「みどりの家」、「横浜市多機能型拠点つづきの家」及び「みどりスマイルホーム」とします。
- ・みどりの家は、主に緑区、青葉区在住者を主な利用対象者とした日中活動系事業及び医療を提供する拠点であり、また、グループホーム「みどりスマイルホーム」のバックアップ拠点として、事業を展開し

ます。

- ・横浜市多機能型拠点つづきの家は、都筑区在住者を主な利用対象とした日中活動系事業及び医療を提供する拠点であり、また、横浜市北部在住者を対象とする在宅支援事業(居宅介護、短期入所、訪問看護、相談支援)の拠点として事業を展開します。
- ・みどりスマイルホームは、医療的ケアの必要な障害者も含めた、横浜市北部の重症心身障害者が365日安心して生活できる場として、事業を展開します。

#### ○平成29年度までの第1期プランの達成状況とその課程で生じてきた課題を次のとおり整理します。

##### ・みどりの家

主に緑区、青葉区在住者を対象とした日中活動及び医療を提供するとともにグループホームのバックアップ施設としての機能を果たしていましたが、利用対象者の増加や重症化、高齢化により、日中活動系事業で、新たな利用者の受け入れや送迎の継続が困難になっています。

また、この過程で「第2みどりの家」を独立した事業拠点として組織強化しました。

##### ・横浜市多機能型拠点つづきの家

平成25年に多機能型拠点を開所し、都筑区在住者を対象とした日中活動系事業及び医療、横浜市北部の在宅支援拠点としての機能を果たしていましたが、利用希望者の増加に伴い、生活介護、相談支援、短期入所及び日中一時支援事業の新たな利用者の受け入れが困難となりました。

##### ・みどりスマイルホーム

平成27年度に四、五箇所目のグループホームを開館し、医療的ケアの必要な障害者の生活の場の拡充を行うとともに、365日開館を進めてきましたが、入居者の高齢化、重症化に伴い、長期入院時等への対応や夜間も含めた医療支援の体制整備が必要となっています。

### 3. 第2期プランの基本方針と重点目標

#### ○第1期プランの達成課程で生じたこれらの課題とその後の社会情勢や地域ニーズの変化に対して、当法人は、次の基本方針に基づき、第2期プランの目標を定めます。

・近年の重症心身障害児者の動向として、発生数は減っているものの、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加しており、また、在宅医療が広く認知されたこともあり、当法人が対象としている地域において、医療的ケアを必要としている重症心身障害児の方々が数多く在宅生活をしています。

さらに、当法人が、事業実施対象地域としている横浜市北部の3区（緑・青葉・都筑）には、特別支援学校が3校あり、また、青葉区在住の一部の方は、川崎市の養護学校へ通学している現状もあります。毎年、医療的ケアの必要な重症心身障害児がこれらの特別支援学校を卒業し、多数の利用希望がある中で、当法人は、他の社会資源との連携を深めながら、更なる事業の発展を目指し、地域ニーズに応えていきます。

・当法人を利用している利用者は、年々増加傾向にあり、特に、通所利用者に関しては、3ヶ所の生活介護事業所を合わせ、90名弱の利用者が通所しており、その内、過半数以上が、常時、医療的ケアを必要とするかたになっています。年齢層も幅広く、18～50歳となっていて、障害の重度化、高齢化にも直面しています。これらに対応するために、医療機能の強化や事業拠点の多機能化を行ないます。

・利用者家族の高齢化に伴い、在宅生活を安定して過ごせることも難しい状況がみられる中、グループホームの拡充と体制整備を行います。

#### ○第2期プランの重点目標を次のとおりとします。

・横浜市北部に三箇所の在宅支援拠点を設置し、地域ごとの在宅支援事業を展開します。

利用者の増加及び重症化に伴い、横浜市多機能型拠点つづきの家の一箇所だけで横浜市北部全体の在宅支援事業を行うことが困難となっていることから、みどりの家においても日中一時支援や短期入所、相談支援等の在宅支援事業を行うとともに、横浜市北部にもう一箇所の拠点を設置し、三箇所で横浜市北部の在宅支援を行っていきます。

- ・日中活動系事業の拡充を行います。

利用者の増加に伴い、みどりの家及び横浜市多機能型拠点つづきの家ともに、生活介護等の日中活動系事業において新たな利用希望者の受け入れが困難となっているため、日中活動系事業の拡充を行い、増加する利用希望者に対応します。

- ・安心して住み続けられる場としてのグループホームの体制整備を行います。

みどりスマイルホームが、親なき後も地域の中で安心して住み続けられる場となるために、人員体制やバッカアップ体制を整備していきます。また、新しい形態のグループホームの新設も検討します。

- ・医療機能の強化と集中化を行います。

グループホームをはじめとする利用者の高齢化、重症化に対応するため、医療提供の中心拠点を設置するとともに、各拠点で提供する医療提供体制を強化を行います。

- ・法人の本部機能の強化を行います。

これらの目標を確実に達成するとともに、その課程で生じる法人組織の大規模化、複雑化に対応するため、法人本部の機能を強化します。

#### 4. 第2期プランにおける事業方針及び事業計画

##### I 法人全体に関する事業方針及び事業計画

###### (1) 利用対象者の想定

この計画における各事業の利用対象者は、主に横浜市北部在住の重症心身障害児者とし、計画時点での利用対象者数を概ね200名（うち18歳未満が100名）と想定します。

###### (2) 事業実施拠点

●この計画期間における事業実施の拠点は「みどりの家」・「第2みどりの家」・「横浜市多機能型拠点つづきの家」・「みどりスマイルホーム」の四か所とし、各拠点ごとの事業方針と事業計画を策定します。

ただし、重点目標の一項目となっている法人事務局体制及び診療所事業（医療体制）については、法人全体に関する事業方針と事業計画として策定します。

●これら四か所の拠点に加え、計画期間内に新しい在宅支援の拠点を横浜市北部に一箇所設置します。新しい拠点は、生活介護事業所の分散設置による効率的な送迎の実現、医療機能の集中強化、重度化、高齢化に対応したグループホームのあり方等を総合的に検討し、実施する事業の内容や設置場所を決定していきます。

###### (3) 法人事務局の事業方針及び事業計画

###### 【事業方針】

●設立当初より拡大した法人の人員組織に対応するため、法人事務局の役割を法人全体の継続性、統合性、発展性の推進と位置づけ、そのための機能強化を行って行きます。

●継続性 法人内で策定したルールの継続的な適用と、新しい事態に対応するための見直しを絶えず行うための部署を法人事務局内に設置します。また、同時に会計業務や法令順守に関する内部監査を推進していきます。

●統合性 法人内の事業所間の連携やリスクマネジメント、法人全体の人材育成、職員採用を行う部

署を法人事務局内に設置します。

- 発展性 当法人と関連の深い障害福祉に関する調査研究、助成金等の外部資金の獲得、地域福祉の推進及びホームページや広報誌による外部広報を行う部署を法人事務局内に設置します。

#### 【事業計画】

- これらの部署の維持を図るため、障害福祉サービス費の3%を法人事務局の運営経費として確保するとともに、それらを可能とするために法人内各事業所の人員体制や財務体質の見直しを行います。また、調査研究事業や地域福祉推進事業に外部助成金等を積極的に導入します。
- 平成30年度中に新しい組織体制案を定め、3年間計画的に職員採用を行い、組織体制を整備します

#### (4) 診療所事業の事業方針及び事業計画

##### 【事業方針】

- 法人全体の各事業所の利用者等の支援と地域の障害児者の健康支援をはかるため、各診療所間の連携の強化を最重点目標とします。
- 法人全体の医療の中心拠点として診療部を設置します。また、診療所間の調整をするとともに、診療部を代表して法人運営に参画する役職を設置します。
- 地域の障害福祉施設等の諸機関とも連携して有機的に地域在宅医療の推進に寄与します。
- 保護者・後見人・家族との連携を強化するとともに、病院主治医との連携に努めます。
- 病院主治医には基礎疾患の対応を、診療所は急性疾患や皮膚・目・耳などの初療に努め、効果的な分担及び連携を行っていきます。

##### 【事業計画】

- 各診療所において次の事業を行います。

・施設利用者	一般診療、健康診断、予防接種、情報提供書、脳波、家族面談、カンファ
・外来	一般診療、健康診断、予防接種、脳波、カンファ
・往診	一般診療、健康診断、予防接種、情報提供書、脳波、カンファ
・地域の障害福祉施設	一般診療、健康診断、予防接種、脳波、カンファ
・夜間体制	電話相談、提携病院への紹介、情報提供書
- 医師を準複数体制とするために、新たな診療所の開設を含めた医療スタッフの増員を行います。
- 各診療所に実績に基づいて常勤の医員(経験に基づき医長)を所長とは別に1名配置するとともに、常勤看護職員1名以上を配置し、安定した医療の提供を行います。
- 診療部にリハ科・内科・耳鼻科・皮膚科等の専門医および24時間の対応を可能にするため重症心身障害児者の診療医を非常勤として配置し、医療体制の拡充を行います。
- 診療部に歯科医師及び歯科衛生士を配置し、各事業利用者と外来患者の歯科診察・口腔衛生・摂食指導を行います。また、理学療法士及び作業療法士の人員を拡充し、各事業利用者と外来患者の運動機能の維持改善と職員指導を行います。その他検査技師や医療事務など必要な職員の確保に努めます。
- 法人内の看護職を一体的に管理、統括できるよう人員組織体制を整備します。

## II 各事業実施拠点の事業方針及び事業計画

#### (1) みどりの家

##### 【事業方針】

- みどりの家は、緑区、青葉区の一部の在宅利用者及び対象地域のグループホームを対象とした
  - ① 日中活動事業
  - ② 診療及び訪問看護等の医療的支援事業

③ 相談支援事業

④ 定期的なレスパイトケア（短期入所及び日中一時支援）事業

を行う重症心身障害者等のための多機能型拠点と位置付けます。

#### 【事業計画】

##### (生活介護事業)

- 現在の事業実施内容を維持しつつ、特に医療的ケアの濃厚な超重症心身障害者へのサービス内容を見直すとともに、利用者家族の高齢化や全日登所を希望しない利用者へ対応したサービス内容を検討していきます。
- 生活介護の利用者は定員 40 名で、在籍者の最大は、48 名までの利用者の受け入れをしていきます。特に、医療的ケアの必要な利用者を中心に受け入れを行います。  
また、安全かつ快適なサービスを提供するため、一日あたりの各室の受け入れ人数の上限を定めます。
- 医療的ケアの必要な利用者に対応するため、利用者と直接支援職員（看護師職員含む、管理者、サビ管除く）の比率が「1.4 : 1」となる人員配置を目標とします。また、看護職員は、原則 5 名以上配置（主任看護師含む）し、高度な医療的ケアや重度化した利用者に対応をしていきます。
- 4 グループは存在するもの、1F（2 グループ）及び 2F（2 グループ）の運営ができるように配慮します。特にスタッフ（支援員・看護師も含む）は、フロア体制とし、利用者を十分に把握できるようにしていきます。
- 原則として医療的ケアがある利用希望者全員の送迎を行います。特に医療的ケアが常時必要な利用者については、看護職員又は喀痰吸引等研修を修了した職員による添乗を原則とし、配置可能な人員に応じた送迎を行います。一方で、医療的ケアが必要でない利用者については、通学通所支援等の制度を利用した登所も促進していきます。

送迎車両の保有は最大 9 台以下とし、車両寄付等を活用し、財政負担の少ない方法で車両の維持を行います。

##### (医療型特定短期入所事業（泊無）・日中一時支援事業)

- みどりの家においても、レスパイト事業として医療型特定短期入所事業（泊無）・日中一時支援事業を行っています。
- 一日の最大定員を 10 名（医療型特定短期入所事業（泊無）7 名、日中一時支援事業 3 名）とし、特に重症心身障害児者（医療的ケア含む）の方々の受け入れをしていきます。
- 緊急時枠の設定及びキャンセルに伴う受け入れ方法の方針を明確にし、経営の安定化を図るとともに、レスパイトとしての機能を強化していきます。
- 人員配置として、利用者と直接支援職員（看護師職員含む）の比率を「1.4 : 1」を継続的に配置できるようにしてきます。
- 現在の課題として、当拠点内で、1F 及び 2F の二つの部屋で展開をしているが、人員の調整が難しいため、ハード面での課題解決に向けて取り組みをしていきます。

##### (短期入所事業)

- 第 3 期プランにおいて短期入所事業を行うことを目標とし、検討を進めていきます。

##### (相談支援事業)

- 平成 31 年度に相談支援事業所を開設し、在宅支援のための多機能型施設として機能を強化していきます。

#### (2) 第 2 みどりの家

#### 【事業方針】

- 第2みどりの家は、医療的ケアの必要ない重症心身障害児者を対象とし、主に緑区、青葉区、都筑区の在宅利用者及び対象地域のグループホームを対象とした
  - ① 日中活動事業
  - ② 定期的なレスパイトケア（日中一時支援）事業を行う事業拠点と位置付けます。

#### 【事業計画】

- 生活介護の利用者は定員20名で、在籍者の最大は、21名までの利用者の受け入れをしていきます。
- 利用者の重度化・高齢化に伴い、医療的ケアの必要な利用者がみられた場合は、みどりの家と調整をし対応をしていきます。
- 利用者と直接支援職員（看護職員含む、管理者、サビ管除く）の比率が「1.4：1」となる人員配置を目指します。また、看護職員は、原則1名以上配置していきます。
- 送迎車両の保有は最大9台以下とし、車両寄付等を活用し、財政負担の少ない方法で車両の維持を行います。また、通学通所支援等の制度を利用した登所も促進していきます。
- 日中一時支援事業（福祉型）は、生活介護の職員体制と兼務とし、可能な範囲での受け入れ態勢を構築していきます。
- 地域交流事業として、拠点としての機能を高め、「行事の開催」・「施設開放」・「自治会との連携」をしていきます。

### (3) 横浜市多機能型拠点つづきの家

#### 【事業方針】

- 横浜市多機能型拠点つづきの家は、横浜市の「将来にわたるあんしん政策」の中の、横浜市北西部多機能型拠点として、北部三区全域を対象地域としつつ、特に横浜市青葉区一部、都筑区、港北区一部の在宅利用者及び対象地域のグループホームを主な対象とする。

- ① 日中活動事業
- ② 診療及び訪問看護等の医療的支援事業
- ③ 相談支援事業
- ④ 定期的なレスパイトケア（短期入所及び日中一時支援）事業
- ⑤ ヘルパー派遣事業

を行う重症心身障害者等のための多機能型拠点と位置付けます。

#### 【事業計画】

##### （生活介護事業）

- 生活介護の利用者は定員20名で、在籍者の最大は、24名までの利用者の受け入れをしていきます。特に、医療的ケアの必要な利用者を中心に受け入れをしていきます。
- 利用希望者の増加に対応するため、平成31年度を目標に増築工事を実施し、利用定員を40名とします。
- 医療的ケアの必要な利用者に対応するため、利用者と直接支援職員（看護師職員含む、管理者、サビ管除く）の比率が「1.4：1」となる人員配置を目指します。また、看護職員は、原則3名以上配置し、高度な医療的ケアや重度化した利用者に対応をしていきます。
- 原則的には1グループ制とするが、活動場所は2F2フロアで展開します。  
また、スタッフ（支援員・看護師も含む）は、全利用者を十分に把握できるようにしていきます。
- 原則として医療的ケアがある利用希望者全員の送迎を行います。特に医療的ケアが常時必要な利用者については、看護職員又は喀痰吸引等研修を修了した職員による添乗を原則とし、配置可能な人員に

応じた送迎を行います。一方で、医療的ケアが必要でない利用者については、通学通所支援等の制度を利用した登所も促進していきます。

送迎車両は、車両寄付等を活用し、財政負担の少ない方法で車両の維持を行います。

(医療型特定短期入所事業（泊無）・日中一時支援事業)

- 一日の最大定員を13名とし、特に重症心身障害児者等（医療的ケア含む）の方々の受け入れをしていきます。
- 緊急時枠の設定及びキャンセルに伴う受け入れ方法の方針を明確にし、経営の安定化を図るとともに、レスパイトとしての機能を強化していきます。
- 人員配置として、利用者と直接支援職員（看護師職員含む）の比率を「1.4：1」を継続的に配置できるようにしてきます。

(医療型特定短期入所事業（泊あり）)

- 一日定員5名で週4日以上実施し、医療的ケアの必要な利用者も宿泊できる体制を整備します。また、定員5名の内、1名は緊急枠として残し、緊急時に対応していきます。
- 地域生活を長く続けるために、利用者の支援はもちろん、家族支援も大切にしながら、高度な医療的ケアの方々も受け入れをし、緊急時なども安心して過ごせるように、更なる整備をしていきます。
- 連泊が可能な体制の検討と、かつ緊急時用のベットの確保に努めていきます。

(居宅介護事業)

- 横浜市北部三区の主に重症心身障害児者等に対して、居宅介護及び移動支援事業を行います。
- サービス提供責任者を3名以上配置するとともに、できるだけ多くの非常勤職員を確保しサービスの提供が出来るようにしていきます。

(訪問看護ステーション事業)

- 横浜市北部三区の医療が必要な重症心身障害児者等に対して、訪問看護ステーション事業を行います。
- 看護職員として4名以上を配置するとともに、できるだけ多くの非常勤職員を確保しサービスの提供が出来るようにしていきます。

(相談支援事業)

- 横浜市北部三区の主に重症心身障害児者等に対して、相談支援事業を行います。
- 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として、福祉・医療サービスの利用相談、ケアマネジメント及びサービス利用のモニタリングなどの相談支援事業を行うとともに、医療、福祉、教育等の関連諸機関との連携を今後も積極的に進めています。
- 相談支援専門員として4名（管理者含む）を配置し、計画相談担当ケースを1相談支援専門員あたり40件を限度とすることで、きめ細かく丁寧な相談支援を行います。

(4) みどりスマイルホーム

【事業方針】

- みどりスマイルホームは、利用者を当法人の生活介護利用者を対象とし、現在あるグループホーム5カ所のうち、四番館・伍番館は、医療的ケアのある方を中心に受け入れることを位置付けます。
- 重度訪問介護事業は、グループホーム入居者へのサービスを中心とした事業所と位置付けます。

【事業計画】

- 各館利用者の定員5名、5館合計25名の利用者を受け入れ、定員に満たない場合はその都度、募集します。
- 365日全日利用できるグループホームを目指し、人員を拡充していきます。
- グループホームで必要な医療が提供できなくなった場合の対応方法の確立を含め、医療体制を拡充し

ていきます。

- 利用者の人生の最終段階における対応について、基本方針を策定していきます。
- 親なき後の支援体制を利用者家族や後見人、身元保証人等と連携し、整備していきます。
- 各館の人員配置は、利用者と直接支援職員（看護職員を除く）の比率を原則「5：3」以上とし、夜間の各館の人員配置は、利用者と直接支援職員（看護職員を除く）の比率を原則「5：2」以上とします。（居宅介護系のサービスを利用し、利用者と同数の直接支援職員を配置できる場合は前記の限りとしない。）
- 四番館及び伍番は看護職員を配置し、看護職員を含めて上記の人員配置を行います。
- 日勤専従看護師を1名配置し、各管理者とともに日中の利用者対応（通院やグループホーム残留等）を担います。
- 各館に配置する総合職職員は原則4名以下とします。但し、適切な人員数を配置できない場合は各館の利用者数まで増やすこととします。
- グループホーム利用者に居宅介護系のサービスの利用が可能な場合、重度訪問介護事業所からのヘルパーを行い、上記の配置人員を確保していきます。
- 6、7館目のグループホームを設置することを目標とし、国の制度改革等を確認しつつ、グループホーム新設計画を検討していきます。